

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	障害福祉課
委 託 業 務 名	大津市聴覚障害者相談員設置事業業務
委 託 業 務 場 所	滋賀県立聴覚障害者センター(草津市大路二丁目 1 1 番 3 3 号)
概 要	聴覚障害者が日常生活を送り、また様々な社会的活動を行うにあたり生ずる問題に対して支援や助言をするために特殊な技術や経験を持った相談員を滋賀県立聴覚障害者センターに配置する。
契 約 期 間	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 7 年 3 月 3 1 日まで
契 約 年 月 日	令和 6 年 4 月 1 日
契 約 金 額	3, 4 6 5, 0 0 0 円
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕 草津市大路二丁目 1 1 番 3 3 号 〔名 称〕 社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	聴覚障害者に対しては相談支援に特殊な技術及び経験を要する。このため、聴覚障害者に係る問題に精通し、手話通訳者・要約筆記者が共に在籍する県内唯一の社会福祉法人である滋賀県聴覚障害者福祉協会を相手方として選定する。
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。